

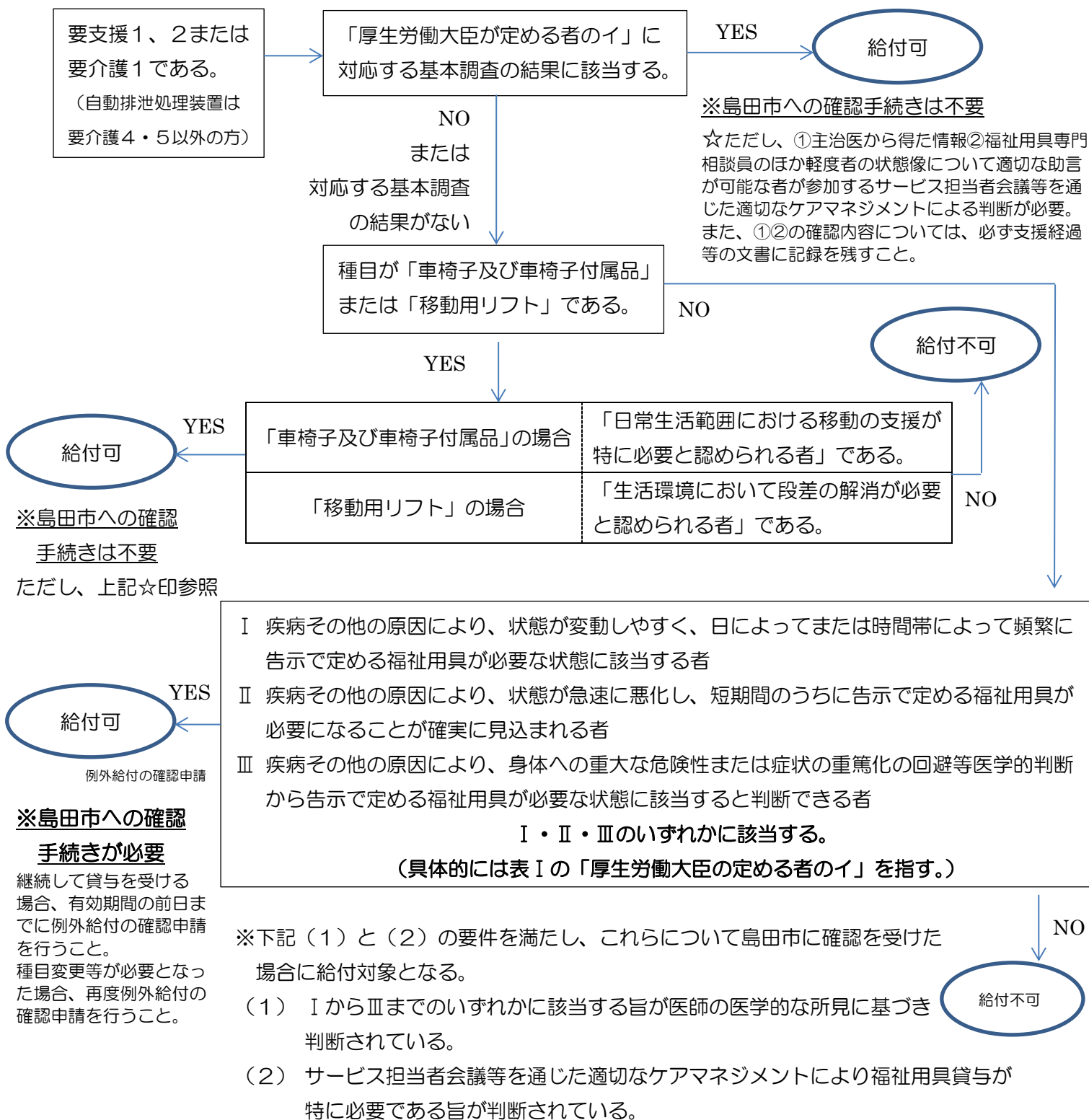
軽度者に対する福祉用具貸与フロー図

◎軽度者＝要支援 1、2 または 要介護 1 の者

◎福祉用具貸与の給付要件（※手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえについては給付要件無し。）

対象福祉用具					
車椅子 及び 車椅子付属品	特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	床ずれ防止用具 及び 体位変換器	認知症老人 徘徊感知機器	移動用リフト (つり具の部分 を除く)	自動排泄 処理装置
給付要件：裏面に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。					

◎上記種目に係る福祉用具貸与の判断手順



対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車椅子および 車椅子付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3. できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(島田市への確認不要) →サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する。
イ 特殊寝台および 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4「3. できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 および体位変換機器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外、または基本調査3-2~7のいずれか「2. できない」、または基本調査3-8~4-15のいずれか「1. ない」以外、その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3. できない」
	(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	生活環境において段差の解消が必要と認められる者(島田市への確認不要) →サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する。
カ 自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者	
	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4. 全介助」